

6 議 事

(2) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の設定について

1. 対象施設の概要について

(1) 新可燃物処理施設

新可燃物処理施設（以下「新施設」という。）は、現在稼働している鳥取市の神谷清掃工場に代わる施設として、平成 30 年度に可燃物処理施設整備・運営事業者が決定後、施設の設計に着手し、令和元年 8 月から建設工事に着工しました。現在、ごみピット工事、ランプウェイ工事等を行っており、令和 4 年 8 月の供用開始を目指し工事を進めているところです。

新施設完成イメージ



< 施設概要 >

名 称	未定（今年度中に決定予定）
所 在 地	鳥取市河原町山手 925 番地
供用開始	令和 4 年 8 月（予定）
施設内容	焼却炉形式……連続運転式ストーカ焼却炉（発電設備付き） 規模及び炉数……1 日当たり 240 t（120 t / 日・2 炉）

(2) 新可燃物処理施設建設工事の状況について

新可燃物処理施設建設工事の状況については、別紙のとおりです。

2. 処理手数料について

(1) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の検討時期

新施設の供用開始まで約2年ありますが、運営主体、搬入施設等が変わることから処理手数料についても鳥取県東部圏域住民への周知期間を十分にとる必要があること。また、一般廃棄物収集運搬許可業者が事業所等と契約している件数が多く、供用直前となることによる契約変更手続き等の混乱を避ける必要があることから、早期に処理手数料の検討を行うものです。

(2) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）

本組合では、新施設の稼働直後から管理運営を行うこととなるため、搬入されるごみ（組織市町が行う定期収集ごみは除く。）の処理手数料を設定する必要があります。現在稼働している鳥取市の神谷清掃工場にごみを搬入する際の処理手数料は、次の①、②のとおりです。

① 一般廃棄物処理手数料（可燃ごみ）

可燃ごみの処理手数料とは、住民の方又は事業所の方が施設に可燃ごみを直接搬入する場合並びに事業所等から可燃ごみの収集運搬委託を受けた一般廃棄物収集運搬許可業者が施設に搬入する場合に徴収する料金です。

② 一般廃棄物処理手数料（動物の死体）

動物の死体の処理手数料とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条で規定する廃棄物であり、道路上で車に轢かれた動物や飼っていた動物をごみとして施設に搬入し処理する場合に徴収する料金です。

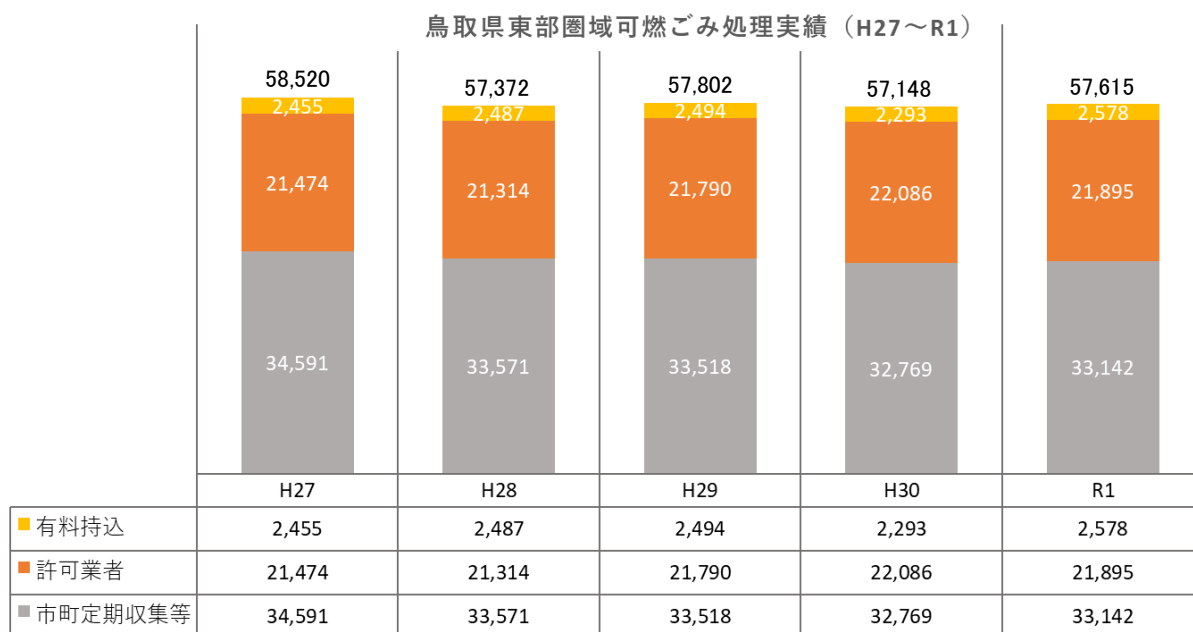
【参考】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条抜粋
（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

(3) 鳥取県東部圏域の可燃ごみ処理実績

過去5年間（平成27年度から令和元年度まで）の鳥取県東部圏域の可燃ごみの処理実績は次の表のとおりです。

(単位:t)



(4) 神谷清掃工場及び近隣施設の処理手数料

鳥取市の神谷清掃工場と近隣施設の処理手数料は次の表のとおりです。

都道府県	自治体名	施設名	種類		料金
鳥取県	鳥取市	鳥取市神谷清掃工場	可燃ごみ		120 円/10kg
			動物の死体		1,000 円/頭
	鳥取県中部ふるさと広域 連合	ほうきりサイクルセンター	可燃ごみ		125 円/10kg
			可燃粗大ごみ		167 円/10kg
			動物の死体		534 円/頭
	米子市	米子市クリーンセンター	可燃ごみ		199 円/10kg
	境港市	境港市清掃センター	可燃ごみ		178 円/10kg
			古着・布類		104 円/10kg
	南部町・伯耆町清掃施設 管理組合	南部町・伯耆町清掃施設管理組合ク リーンセンター	可燃ごみ	個人	100 円/40kg以下
			可燃ごみ	事業者	500 円/10kg以下
島根県	松江市	エコクリーン松江	可燃ごみ	個人	500 円/50kg以下
			可燃ごみ	事業者	2,000 円/100kg以下
	安来市	清瀬クリーンセンター	可燃ごみ	個人	410 円/100kg以下
			可燃ごみ	事業者	1,670 円/100kg以下
	出雲市	出雲エネルギーセンター	可燃ごみ	個人	52 円/10kg
			可燃ごみ	事業者	157 円/10kg
			可燃ごみ	混合	157 円/10kg
			動物の死体		3,142 円/頭
岡山県	津山圏域資源循環施設組 合	津山圏域クリーンセンター	可燃ごみ	個人	50 円/10kg
			可燃ごみ	事業者	70 円/10kg
			動物の死体		500 円/頭
美作市	美作クリーンセンター	可燃ごみ		5 円/kg	
兵庫県	北但行政事務組合	クリーンパーク北但	可燃ごみ		100 円/10kg
			可燃ごみ		100 円/10kg
	南但広域行政事務組合	南但クリーンセンター	可燃ごみ		100 円/10kg
			可燃ごみ		130 円/10kg
赤磐市	赤磐市環境センター	可燃ごみ		130 円/10kg	
		動物の死体		2,000 円/頭	

(5) 一般廃棄物の処理手数料（可燃物処理手数料）の試算方法

新施設の処理手数料の試算は、本組合が定める一般廃棄物の処理手数料（不燃物処理手数料）との整合を図り、これらと同様の考え方で試算を行いたいと考えています。

(6) 動物の死体の処理手数料

動物の死体の処理手数料については、(4) 神谷清掃工場及び近隣施設の処理手数料の表で示したとおり、鳥取市以外においても設定されている場合があります。

【参考】鳥取市の処理手数料 1,000 円／頭

過去3年の搬入実績	令和元年度	4,260 頭
	平成30年度	3,408 頭
	平成29年度	2,654 頭

□提案

動物の死体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条で規定する廃棄物であり、可燃物処理手数料の対象となるごみと同じ一般廃棄物になります。よって、可燃物処理手数料と同様の処理手数料を適用し、別途、動物の死体の処理手数料の設定は行わないことを提案します。